

### 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の内容をご紹介します!

武蔵野市では、平成2年に「武蔵野市女性行動計画」、平成16年には「武蔵野市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできました。しかしながら、今なお、\*性別等による固定的な役割分担の意識、夫婦やパートナー間の暴力、政治への参画格差、賃金格差、教育格差など多くの課題が残されており、解決のためには、男女平等を推進するためのさまざまな取り組みが必要です。すべての人がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる\*男女平等社会の実現を目指すために、条例を制定しました。(前文より)

- \*性別等とは? 人間の性には、体の性や心の性、そして恋愛対象がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。“性別等”という表現で、男女の別だけではない多様な性の在り方を表しています。
- \*男女平等社会とは? すべての人が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野の活動に参画することができ、ともに責任を分かち合うことができる社会のことをいいます。

#### 条例の構成

この条例は、前文と次の章から構成されています。

前文	条例制定の背景や必要性、男女平等社会の実現に向けた取組の方向性などを示しています。
第1章 総則	条例の目的、用語の定義、基本理念、責務と禁止事項などについて規定しています。(第1条～第8条)
第2章 男女平等の推進に関する基本的施策	男女平等を推進していくための基本となる施策について規定しています。(第9条～第21条)
第3章 男女平等推進審議会	男女平等の推進に関する審議を行う「審議会」について規定しています。(第22条)
第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理	男女平等に関する市の施策に対する苦情の申立て、及び「苦情処理委員会」について規定しています。(第23条、第24条)
第5章 雑則	条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めます。(第25条)

### 男女平等を推進するための基本理念(第3条)

市、市民、事業者等が男女平等を推進する上で基本となる8つの考え方を定めています。

- 1 人権の尊重と暴力の根絶**  
すべての人が、性別等による暴力や差別、人権侵害を受けることなく、一人ひとり異なる人格・個性・能力を備えた「個人」として尊重されること。
- 2 固定的な役割分担意識の解消と多様な生き方の選択**  
すべての人が、性別等により決められた役割分担の意識や社会における制度・慣行にとらわれず、一人ひとりが個性や能力を発揮し、多様な生き方を選択できること。
- 3 立案・決定の場における平等な参画の確保**  
すべての人が、性別等にかかわらず社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案や決定に参画する機会が確保されること。
- 4 ワーク・ライフ・バランスの確立**  
すべての人が、それぞれの協力と社会の支援のもとに、家庭、地域、仕事の場での活動において調和のとれた生活が送れること。
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重**  
すべての人が、それぞれの性を理解し、尊重し合い、セクシュアリティに関することを自己決定でき、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- 6 国際社会と国内の取組の理解**  
すべての人が、国内外における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進できること。
- 7 特に困難な状況にある人などへの支援**  
性別等だけでなく、それに加えて、障害があること等複合的に困難な状況にある人への支援が行われるとともに、安心して暮らせる環境の整備が行われること。
- 8 教育や学習の場における男女平等に関する意識や態度の形成**  
保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他あらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識や態度の形成に向けた取組が行われること。

### 市・市民・事業者等の責務(第4～6条)

市、市民、事業者等の皆さんが一体となって取組を推進しましょう。

男女平等社会の実現のためには、本市だけではなく、市民・事業者等の皆さんが協働して取り組むことが必要なことから、それぞれの責務を定めました。

- 市**
- 基本理念に基づき、男女平等の推進を図るために必要な措置を講じていきます。
  - 男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携するとともに、市民や事業者等と協働します。
  - 率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めます。



一人ひとりが「自分らしい生き方」ができるまちづくり

#### 市民の皆さん

- 基本理念に基づき、家庭、学校、地域、仕事の場等その他社会のあらゆる場において、男女平等の推進に積極的に努めましょう。

#### 事業者等の皆さん

- 基本理念に基づき、それぞれの活動において、男女平等の推進に積極的に努めましょう。(ワーク・ライフ・バランスのとれた環境の整備や女性活躍推進など)

### 性別等による差別的取扱いの禁止等(第7条)

社会のあらゆる分野において次の行為を禁止することを定めています。

- ◆市民は、性別等に起因する以下のような人権侵害を行ってはなりません。
  - 性別等に起因する暴力
  - 性別等による差別的な取扱い
  - 性に関するハラスメント
- ◆市及び事業者等は、事業や活動において性別等による差別的取扱いを行ってはなりません。また、職場等において性に関するハラスメントを生じさせてはなりません。

### 推進計画(第9条)と推進拠点(第12条)

#### ◎推進のための行動計画 ～武蔵野市男女平等推進計画～

市が取り組む具体的施策を定めて推進していきます。計画の実施内容・進捗状況は年次報告を作成し、学識経験者や公募市民等で構成する審議会の評価を添えて公表していきます。

#### ◎武蔵野市立男女平等推進センター 『ヒューマンあい』

条例に基づく男女平等に関する施策を総合的に推進するための拠点として、『武蔵野市立男女平等推進センター』を位置付けました。



### 審議会(第22条)と苦情処理委員会(第24条)

- 条例を実効性のあるものとし、男女平等を推進するため、「男女平等推進審議会」と「男女平等に関する苦情処理委員会」を設置しています。
  - ◆審議会…行動計画等男女平等の推進に関する基本的事項について審議します。
  - ◆苦情処理委員会…市が実施する男女平等推進施策または男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情に公正・中立の立場で対応します。

# 男女共同参画フォーラム2017を開催します

## 育てあつまち武蔵野～条例でかわるあなたの未来～

申込受付中

6月23日から29日は、男女共同参画週間です。この週間に合わせ、さまざまなイベントを実施します。性別等にかかわらずお互いの生き方を尊重し選択できる男女平等社会の実現に向けて、この条例制定を機に、一緒に考えてみませんか。

(文中の敬称略)



### 記念トークと座談会「条例でかわるあなたの未来」

6月18日(日)午後1時30分～3時30分

定180名 託10名

スイングホール

#### 第一部 記念トーク

ゲスト:小島慶子(タレント、エッセイスト)  
テレビや執筆活動で大活躍の小島さんが“私らしく生きること”や“男女平等社会”について、ご自身の経験や日常から語ります。

進行:東真理子(フォーラム実行委員会副委員長)

#### 第二部 座談会

そもそも条例って何?これからの暮らしにどう影響するの?など素朴なハテナを解明するセッションです。

参加者:諸橋泰樹(武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会委員長、フェリス学院大学教授)、沖藤典子(相模原市男女共同参画推進条例委員会委員長、ノンフィクション作家)、丸山麻帆(男女平等推進情報誌『まなこ』元編集委員)

※手話通訳あり(6月1日までに要予約)

### トークイベント「まちを元気にする女性たち～多摩編～」

6月24日(土)午後1時30分～4時 定80名 託5名

武蔵野プレイス フォーラム

自分の仕事と地域を結びつけ、まちの活性化にとりくむ女性たちの活動を通して、働き方の多様性やこれからの「幸せのカタチ」を考えます。

コーディネーター:市川順子(作ろう!みんなのジモトWa-shoi パートナーシップ世話焼き)

パネラー:(写真左から)

橋本直子(小平はぐくみプロジェクト「こだはぐ」代表、セラピスト)、

ルモアン直美(enchanté de connect 代表、つ

ながりの調理人)、

奥野依理子(「境おやこひろば」代表、プロボノ活動家)



### 上映会とアフタートーク「さとにきたらええやん」

6月17日(土)午前10時～午後0時30分

定100名 託5名

スイングホール

人情が色濃く残るまちの人々の奮闘を描く、涙と笑いにあふれたドキュメンタリー映画。

澁谷智子(成蹊大学 文学部社会学科准教授)



### 講演「南太平洋の女性たち～女たちは元気で働きものです～」

6月19日(月)午後2時～4時 定30名 託5名

武蔵野プレイス スペースC

南太平洋の多様な国々の女性の生活から、自然や伝統を尊重しながら独自の男女役割分担意識などをもって生きる様子を紹介します。

福島有子(パシイワ会員)ほか



### 講演「SNSと炎上時代のジェンダー問題」

6月23日(金)午後7時30分～9時30分 定80名 託3名

武蔵野商工会館 市民会議室

ジェンダー問題を得意とする若手男性論客の勝部さんをお迎えし、SNS時代におけるこれからの男女共同参画のあり方を考えます。

勝部元気(ソーシャルアクティビスト、株式会社リプロエージェント代表取締役)



### 講演&親子遊び「パパと遊ぼう!～あそびを通して学ぶパパの子育て術～」

6月25日(日)午後3時～4時30分

定親子参加25家族(ママもOK、ご家族みんなで参加OK、対象年齢:未就学児)

単身参加(見学者)15名

託なし

武蔵野プレイス フォーラム

三児のパパで「子育てのプロ」小崎さんから、お子さんと一緒に遊びながら子どもとの関わりのポイントを学びます。

小崎恭弘(大阪教育大学教育学部 准教授)



### 講演「『貧困の連鎖』をふせぐため“学習支援”に何ができるのか」

6月29日(木)午後7時～8時30分 定30名 託5名

武蔵野プレイス スペースC

ジェンダー貧困によって生じる教育面での不利による「貧困の連鎖」をふせぐために、今、何をすべきなのかを共に考えましょう。

西牧たかね(調布市子ども若者総合支援事業運営委員・学習コーディネーター)



### パネル展示

市内で活躍する男女平等推進団体の活動紹介など

6月12日(月)から21日(水)まで 市役所 ロビー

6月23日(金)から26日(月)まで 武蔵野プレイス ギャラリー

共通 定:定員 託:託児

託児:3カ月～未就学児(6月8日までに申し込み。無料。市内優先、応募者多数の場合抽選)

### 申込み・問合せ

電話・ファクス・Eメールにて、下記宛先まで。件名を「フォーラム講座(講座名)申込み」とし、氏名、住所、電話番号(託児希望者は、子の氏名・ふりがな・生年月日)を明記ください。ホームページからオンライン申込みも可。

男女平等推進センター ヒューマンあい

〒180-0022 境2-3-7 市民会館1階

☎37-3410、FAX38-6239

メールアドレス danjo@city.musashino.lg.jp



(ホームページへ)

### 男女平等推進情報誌『まなこ』が100号を迎えます

武蔵野市の男女平等推進情報誌

『まなこ』は、1991年の創刊以来、企画・取材・編集を市民編集委員と市職員との協働で行っており、子育てや働き方などさまざまなテーマを取り上げています。『まなこ』100号は平成29年7月下旬に発行予定で、今回制定に至った条例を市民目線で特集します。



配架場所…市役所、各市政センター・図書館・コミセン、駅など市内約450カ所。バックナンバーをご希望の方は男女平等推進センターまで。ホームページからもご覧いただけます。